

亀山市告示第159号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

亀山市長 櫻井義之

1 指定する道路

道路の種類	路線番号	路線名	指定する道路の区間
市道	10101	池山本線	亀山市安坂山町字岩坪1189番13地先から亀山市安坂山町字岩坪1178番2地内まで
市道	11061	弥牟居線	亀山市両尾町字弥牟居3417番6地内から亀山市両尾町字弥牟居3407番10地内まで
市道	20102	布気山下線	亀山市布気町字日原1559番10地内から亀山市山下町字大垣内571番地先まで
市道	20104	亀田小川線	亀山市羽若町字西野860番2地内から亀山市小川町字行合25番1地先まで
市道	20105	亀田川合線	亀山市川合町字長妻1217番50地内から亀山市亀田町字尾崎7番4地内まで
市道	20117	文化会館線	亀山市東御幸町字嶋田95番4地内から亀山市東御幸町字穴淵228番1地内まで
市道	20101	布気小野線	亀山市布気町字日原1559番10地内から亀山市布気町字日原1604番4地内まで

市道	2 1 3 8 6	道野住山線	亀山市布気町字矢之峰 6 4 8 番 4 地先 から亀山市住山町字笹尾 5 0 5 番 9 地 内まで
市道	2 1 5 9 3	亀田椿世北町線	亀山市北町 1 3 5 1 番 1 0 地内から亀 山市椿世町字木下 5 8 3 番 2 地先まで
市道	2 1 6 0 1	椿世道線	亀山市椿世町字金附 1 2 0 7 番地内か ら亀山市椿世町字木下 5 8 3 番 2 地先 まで
市道	2 1 8 6 4	井尻 5 号線	亀山市井尻町字貝蔵 1 7 4 9 番地内か ら亀山市和田町字四通円 2 8 6 番 1 地 先まで
市道	3 1 0 3 6	山下 2 4 号線	亀山市山下町字歌尾谷 9 6 2 番 6 地内 から亀山市山下町字大垣内 5 5 2 番 3 地先まで
市道	3 1 0 4 0	天神山下線	亀山市山下町字大垣内 5 5 2 番 3 地先 から亀山市山下町字大垣内 5 7 1 番地 先まで
市道	4 1 0 4 2	板屋向井線	亀山市加太板屋字裏ノ垣内 4 6 4 1 番 1 地内から亀山市加太向井字西出 2 7 8 7 番 5 地先まで
市道	4 1 2 7 9	久我越川線	亀山市関町久我字七良坊 5 2 7 番 1 地 先から亀山市関町越川字方時 1 1 8 番 5 地先まで

2 指定する期日 令和 8 年 9 月 1 日

3 1 の道路を通行する高さが 3. 8 メートルを超え 4. 1 メートル以下の車両の通行
方法

- (1) 道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、
標識その他の道路附属物、樹木等に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を保持させ、交通の危険を防止するため、縦
の長さ 0. 2 3 メートル以上、横の長さ 0. 1 2 メートル以上の地が黒色の板等に
黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方
の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるため、あらかじめ道
路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上、走行すること。